

木曾町事後審査型一般競争入札試行要領

平成20年3月3日

(告示第120号)

(趣旨)

第1条 この要領は、木曾町が行なう事後審査型一般競争入札（以下「当該入札」という。）の試行に関し、木曾町建設工事入札制度要綱（平成17年木曾町告示第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 対象案件は、次に掲げる区分に応じた設計金額の建設工事とする。ただし、対象案件等の性質、目的その他特別の理由により当該入札に適さないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 土木工事一式（水道施設を含む）、舗装工事、電気・通信工事、管・その他工事
設計金額が1000万円以上2億円未満
- (2) 建築工事一式 設計金額が1000万円以上4億円未満
- (3) その他町長が必要と認めた工事

2 対象案件の選定は、木曾町建設工事等競争入札参加資格審査委員会要領（平成17年木曾町告示第52号）第4条に規定する審査を経たうえで行うものとする。

(入札参加資格)

第3条 当該入札に参加できる者は、木曾町入札参加希望申請書（様式第1号）の提出により木曾町建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載し木曾町事後審査型一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）による登録業者番号並びに地域貢献評価点数を付与するものとする。ただし、申請書の受付期間は町長が定めた年の1月10日から2月15日とし、変更申請の受付は随時おこない、変更は4、7、10、1月の各1日を基準日として登録する。

次の各号について、全ての項目を満たす者が入札に参加できるものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第2項による業種ごとの総合評定値を取得している
- (2) 資格者名簿に登載されており、登録業者番号を取得している
- (3) 基準に適合した技術者を配置できる
- (4) 同業種の施工実績がある
- (5) 地域貢献評価点数がある
- (6) 本・支店、営業所の所在地の条件に適合している
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 次の各号に該当するものは、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 木曾町建設工事等入札参加資格に係る指名停止要領（平成17年木曾町第53号）第1条の規定による指名停止を受けている者
- (3) 対象案件に係る設計業務の受託者
- (4) 町税及び水道料等を滞納している者

3 次の各号に掲げるものは、同一の当該入札に参加することができない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86条）第2条第2項及び第3項に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- (2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

（公告）

第4条 町長が当該入札に付するときは、地方自治法施行令第167条の6及び木曾町財務規則第106条の規定により公告を行うものとする。

2 当該入札の公告は、火曜日とし、火曜日が休日の場合は翌開庁日とし、木曾町ホームページに掲載すると共に、木曾町役場各支所の窓口に備え付けたファイルにより閲覧するものとする。

3 公告により次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 当該入札に付する工事名、工事概要に関すること。
- (2) 設計図書等（設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書をいう。以下同じ。）
- (3) 当該入札の日時、場所に関すること
- (4) 当該入札の保証金、支払い条件、契約の時期、工事内訳書及び契約保証金に関すること
- (5) 当該入札執行及び無効に関すること
- (6) その他町長が必要と認めること

4 公告の期間は、規定（建設業法施行令第6条）の見積期間以上とする。

（設計図書等）

第5条 町長は、当該入札に参加しようとする者に対して設計図書等の詳細を明らかにするものとする。

2 町長は、木曾町建設工事等入札用設計図書有償頒布実施要領（平成19年4月1日制定）に基づき町長が指定するコピー店で、第4条第2項の規定による公告日から販売するものとする。

3 設計図書等に関する質問は、総務課を窓口とし、質問書を作成し提出期日までにファクシミリにより提出しなければならない。なお、質問者への回答はファクシミリにより行うほか、状況により木曾町ホームページへ掲載するものとする。

（入札参加受付）

第6条 当該入札に参加を希望する者は、受付最終日午後5時30分（以下「受付期限」という。）までに木曾町事後審査型一般競争入札参加申請書を町長に持参提出し、又は、受付期限に到達するよう郵送により提出するものとする。なお、受付期限を過ぎて持参した書類又は到達した書類は受理しない。（様式第7号）

2 提出された木曾町事後審査型一般競争入札参加申請書に収受印を押し、その写し1枚を申請者に交付するものとする。

3 郵送により提出する場合は、宛先を木曾町総務課管財係とし、「木曾町事後審査型一般競争入札参加申請書在中」と明記の上、配達記録、簡易書留又は書留によるものとし、切手を貼った返信用封筒を同封するものとする。

4 木曾町事後審査型一般競争入札参加申請書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 木曾町事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第3号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

（入札の方法）

第7条 当該入札の前に、木曾町事後審査型一般競争入札参加申請書の提出及び設計図書購入確認票を確認する。

2 入札は、指定した入札会場において入札者の立会いのもと、所定の用紙（様式第11号）により行う。第1回目の入札に際しては、入札金額の積算根拠として全員が工事費内訳書を提出するものとする。

3 入札回数は2回までとし、第1回入札で予定価格以下の金額に達しない場合は、再度入札を行うものとする。第2回入札の結果、予定価格以下の金額に達しない場合は最低価格入札者と見積り2回を限度として行なうものとする。以降予定価格以下に達しない場合は不落とする。

4 予定価格以下の応札が複数の場合は、最低価格から第3位まで順位をつけ発表するものとする。同額入札の場合は直ちに入札者のくじ引きにより順位を決定するものとする。

5 入札は、開札終了後、落札決定を一時保留する。

6 入札は、失格基準価格を設計価格（消費税を除く。）の0.80を乗じた額（1円単位、円未満切捨て）とする。なお、第2回目の入札、その後の見積りにおいても失格基準価格を適用する。

（入札参加資格要件の審査及び落札者の決定）

第8条 入札参加資格要件の審査及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとする。

2 入札参加資格要件の審査は、予定価格以下の金額で応札した最低価格入札者（低価格入札による失格者を除く。）において、入札参加資格要件審査申請書（様式第4号）を入札の翌日から2日以内（休日を除く。）に町長に提出したものを行なうものとする。

入札参加資格要件審査結果調書（様式第5号）により審査し、要件を満たしている者1人を確認し落札者として決定する。なお、要件不適合の場合は、最低価格入札者を無効とし、順次最低価格入札者の審査を行ない、落札者を決定するものとする。

3 落札者の決定は、原則として入札参加資格要件審査申請書の提出日から起算して3日（休日を含まない。）以内に行なうものとする。

4 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話又はファクシミリにより通知し、第2項の審査において入札参加資格要件が不適合と認められた者に対し入札参加資格要件不適合通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（入札参加資格要件が不適合と認められた者に対する理由の説明）

第9条 入札参加資格要件が不適合と認められた者は、原則として前条第4項の通知をした日の翌日から3日以内（休日を含まない。）に町長に対して、書面により入札参加資格要件がないと認められた理由について説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を書面で求められたときは、原則として受け取った日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に回答書（様式第8号）によりするものとする。

木曾町事後審査型一般競争入札試行要領

3 前2項に係る書類は、状況により公開することができるものとする。

(実施上の留意事項)

第10条 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

2 申請書類を申請者に無断で審査以外の目的に使用してはならない。

3 入札に際し2以上の参加者が無い場合は、入札を中止するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。